# 令和4年

2月定例総会会議録

酒 田 市 農 業 委 員 会

#### 令和4年2月定例総会 会議録

- 1 日 時 令和4年2月14日(月) 午前9時30分 開議
- 2 場 所 八幡タウンセンター 交流ホール
- 3 出席委員(28名)

委員 1番 佐藤 浩良 委員 2番 齋藤 均 委員 3番 池田 良之 4番 阿部 香美 委員 5番 吉高祐二郎 委員 6番 佐藤 利篤 委員 7番 五十嵐弘樹 委員 8番 伊藤 正行 委員 9番 伊與田明子 委員 10番 五十嵐直太郎 委員 11 番 川村 恵実 委員 12 番 委員 池田 耕 13番 池田 憲一 委員 14番 土田 治夫 委員 15 番 佐藤 秀之 委員 16番 飯塚 将人 委員 18 番 遠田 裕己 委員 19 番 石川 渡 委員 20 番 佐藤 耕造 委員 21 番 兼山 宏勝 委員 22番 髙橋 公基 委員 23番 髙橋 義弘 委員 24 番 三浦ひとみ 委員 25 番 尾形 大介 委員 26 番 後藤 保喜 委員 27 番 佐々木治人 委員 28番 大場 重樹 委員 29番 荘司太一郎 委員

4 欠席委員(1名)

17番 佐藤 良 委員

5 事務局職員出席者

事務局次長 遠田 博 農地主査兼係長 阿彦智子 主事 佐藤輝一 専門員 後藤重明 調整主任 門脇正博 主査 五十嵐則子 農政課主事 佐々木卓哉

- 6 報告事項
  - 1. 農地法第3条の3届出書の受理について
  - 2. 農地法第5条届出書の受理について
  - 3. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
  - 4. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について
- 7 議 事
  - 議第 5号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議第 6号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議第 7号 農用地利用集積計画について
  - 議第 8号 農地中間管理事業 農用地利用配分計画案について
  - 議第 9号 各証明願いについて
  - 議第10号 酒田農業振興地域整備計画の変更について
- 8 閉 会

(午前9時30分 開会)

#### ○遠田事務局次長

本日、3月定例市議会の協議会ということで局長がそちらのほうに3月補正予算の当初予算の説明のために行っておる関係で欠席です。私のほうで進行させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、ただいまより、令和4年2月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。 開会に当たりまして、五十嵐会長がご挨拶を申し上げます。

#### 〇五十嵐直太郎 会長

( 挨 拶 )

#### ○遠田事務局次長

ありがとうございました。

総会の議長につきましては、酒田市農業委員会規程第19条により、会長が務めることとなっております。それでは、五十嵐会長、よろしくお願いいたします。

#### 〇五十嵐直太郎 議長

それでは、皆さんのご協力によりまして議事を円滑に進行してまいりたいと思います。 本日の欠席委員は、17番、佐藤良委員です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開催いたします。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めさせていただきます。

\_\_\_\_\_

#### ◎議事録署名委員の選任

#### ○五十嵐直太郎 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は、議長にご一任願います。 議事録署名委員に、19番、石川渡委員、20番、佐藤耕造委員の両名にお願いいたします。

\_\_\_\_\_

#### ◎報 告 事 項

#### ○五十嵐直太郎 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を願います。

#### ○遠田事務局次長

報告事項につきましては、議案の1ページからになります。

今回の報告事項は、1、農地法第3条の3届出書の受理についてが13件、2、農地法第5条届出書の受理についてが1件、3、地目変更登記に係る照会に対する回答についてが2件、4、農地法第18条第6項の規定による通知受理が35件、以上51件について農地係長がご報告申し上げます。

#### ○阿彦主査兼農地係長

(報告事項を朗読説明する)

報告事項は以上です。

### ○五十嵐直太郎 議長

報告事項ではございますが、何かご質問、ご意見のある方お願いいたします。何かほかにございませんか。

(発言する者なし)

ないようですので、これで報告事項を終わります。

#### ◎議第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

#### ○五十嵐直太郎 議長

これより議事に入ります。議第5号 農地法第3条の規定による許可申請について を上程の上、 議題といたします。事務局の説明を願います。

#### ○遠田事務局次長

議第5号 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、20件の許可申請がありましたので、 その可否を決定しようとするものでございます。

詳細についてご説明を申し上げます。

#### ○阿彦主査兼農地係長

16ページ 議第5号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

なお、今回の3条の案件につきましては、全ての案件におきまして、要件欄に記載のありますとお り、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、地域との調和要件、その他経営面積まで 農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。また、今回の 3条案件では農業者年金への影響はございません。

それでは、議案書になります。

酒田5番です。木川の田1筆につきまして、相手方の要望によりまして所有権移転となります。 別添資料の1ページをご覧ください。10アール当たりの単価は40万円、総額では5万1,200円での 売買となるものでございます。なお、当該箇所については白地でございます。

それでは、議案書にお戻りください。

酒田6番、酒田7番、関連でございます。

酒田6番については、従来まで渡人から一般法人萬○○への貸付けとなっておりましたが、このた び、その契約が満了したことを受けまして、法人の代表取締役個人への貸付けと変更になるもので ございます。貸付期間は3年間、10アール当たりの賃借料は4,000円ということでございます。

続いての酒田7番につきましても同じ受人でございます。このたび、渡人の強い希望によりまして、 この1筆を贈与ということでございます。渡人につきましては身寄りがなく、農地が荒れてしまう ため引き受けてもらいたいとの強い希望で贈与ということでございました。なお、酒田6番と酒田 7番を合わせまして50アール要件を満たすものでございます。

続いて、酒田8番です。酒田8番から議案書20ページの酒田22番まで同じ受人となります。こちら は新規法人となりますので、別添資料の4ページから8ページをご覧ください。4ページを横にし てご覧いただきたいと思います。

この新規設立法人の法人要件について、最初にご説明申し上げます。

名称は、○○株式会社でございます。形態としましては、この別添資料の6ページのところに定款 が載っております。定款第6条のところをご覧いただきますと、株式会社という形態の中で非公開 の株式会社となっているものでございます。そして、事業要件としましては定款の第2条をご覧い ただきますと、主な事業が農作業、農業に関連する内容となっております。

そして、また議決要件のところにつきましても定款をご覧ください。5ページの登記簿のところを ご覧いただきますと、株式の過半を農業関係者が保有しております。このことから、農地所有適格 法人の要件を全て満たすものとなっております。農地所有適格法人につきましては、農地の利用形 態は借入れでも農地を買受けでもできることにはなっておりますが、このたびの申請では全て賃貸 借の案件が出ているということでございます。

なお、この3人の役員につきましても、申請の中で農業常時従事要件は全員とも150日以上を満た すということを確認しているところでございます。

なお、新規法人でありますと新規就農のエントリーシートを頂戴しているところでございますが、 先ほど18条6項でも出てまいりましたとおり、長年営農経験、実績の豊富な方々が立ち上げた法人 でございますので、このたびエントリーシートは求めていないところでございます。

それでは、法人の要件確認を終えまして議案書をご覧ください。

議案書の16ページから20ページまで、酒田22番まで全てこの○○株式会社の借受けとなるものでございます。従来から3条での借受けということでございましたので、こちらの法人についても同様に3条での貸借権設定、全て10年間、10アール当たりの賃借料は1万1,000円ということで設定の申請がございます。案件多いのですが、お目通しお願いして、それでは平田のほうをお願いします。

#### ○平田総合支所 五十嵐主査

続いて、平田です。

平田2番、北俣の田1筆。相手方の要望による所有権移転です。受人が現在耕作している農地になります。白地で10アール当たりの売買価格は別添資料にありますとおり30万3,000円です。

続いて、平田3番です。父と子の関係になります。父の水稲部門のみを移譲するもので、使用貸借権の年数は20年です。以上です。

#### ○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

#### ○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

2月4日に第4班による農地調査委員会を行っております。

議第5号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では許可することに特に 問題はないとの意見であったことをご報告いたします。

#### ○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。 今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないとい うことですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めにお願いいたします。 何かございませんか。

(発言する者なし)

#### ○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。 何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

#### ○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第5号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第5号については許可決定といたします。

#### ◎議第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

続きまして、議第6号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。事務局の説明を願います。

#### ○遠田事務局次長

議第6号 農地法第5条の規定による許可申請につきましては1件の許可申請がありましたので、 その可否を決定しようとするものであります。詳細についてご説明申し上げます。

#### ○平田総合支所 五十嵐主査

農地法第5条の規定による許可申請についてです。

平田1番、申請地は砂越の畑1筆40平方メートルです。申請目的は住宅敷地です。権利は所有権移転、農地区分は白地で第2種農地の判定をしております。判断理由としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地というものです。許可基準は、日常生活上必要な施設で集落に接続しているというものです。売買価格は、別添資料にありますが10アール当たり750万です。

この畑は、受け人の住宅敷地の一部として既に利用されております。住宅への出入口通路、ため池、 花壇、野菜ごみ置場、除排雪置場に利用しておりますので、別添9ページに始末書を添付しており ます。それでは、別添資料2ページ、3ページをご覧ください。

位置図真ん中辺りに、砂越駅とあります。申請箇所は砂越駅から1キロほど東へ進んだ、マックスバリュ及びコメリ店舗、南平田小学校、平田総合支所が立ち並ぶ大きな市道から南へ100メートルほど入った場所にあります。案内図をご覧ください。

申請地の西側に、○○と記載のある住宅が、申請人の母屋になります。

字限図をご覧ください。

91番が母屋が建っている場所で、101-3は小屋が建っている場所、北側94-1と南側109は宅地ということで、周囲が宅地で101-7だけが畑になります。この101-7は申請人の畑になります。それでは、スライドでご説明いたしますので、審議の参考にしていただきますようご覧ください。(スライドを映写)

以上です。

#### 〇五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

#### ○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第6号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

#### ○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、地元委員の現地調査の結果を確認いたします。

平田1番の現地調査の結果を14番、土田治夫委員より報告願います。

#### ○14番 土田治夫委員

14番、土田です。まだ雪降る前の12月の上旬頃だったと思いますけれども、平田支所の事務局と私とで急遽見に行って、そのときは写真を撮ったものですけれども、スライドにあったとおり周囲への影響もないですし、申請人がやっぱり求めるべくして求めなくてはならない土地なのかなと思っております。よろしくご審議のほどお願いします。

#### ○五十嵐直太郎 議長

ご苦労さまでした。これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見のある方お願いいたします。 何かご質問ありませんか。

(発言する者なし)

#### 〇五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第6号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第6号については、許可決定といたします。

\_\_\_\_\_

#### ◎議第7号 農用地利用集積計画について

続きまして、議第7号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。 事務局の説明を願います。

#### ○遠田事務局次長

議第7号 農用地利用集積計画につきましては、特別事業の(1)所有権の移転が1件、一般事業の(1)所有権の移転が2件、同じく(2)所有権の移転「同時設定の特例」が1件、(3)利用権の設定51件の計画の申出がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。詳細についてご説明申し上げます。

#### ○阿彦主査兼農地係長

それでは、22ページ議第7号 農用地利用集積計画についてです。

なお、今回ご審議いただく農用地利用集積計画の全件につきましては、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、自立、意欲、能力要件、4、認定農業者等、5、経営面積まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

また、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることに不適正な事実がないことを地元農業委員からあらかじめ確認をしていただいております。それでは、議案書ご覧ください。

1番、特別事業、(1)所有権の移転です。公告予定日は、令和4年2月17日の予定です。

特売、八幡1番になります。渡人はやまがた農業支援センターです。受人は株式会社〇〇になります。18筆の売買になりますけれども、こちらについては10月に地元の土地の所有者から、やまがた農業支援センターへ売り渡した案件をこのたび買い受けるものとなっております。移転時期、支払い時期については2月17日と3月30日を予定しております。なお、10アール当たりの対価については、それぞれならしますと5万3,849円、総額で688万円ということでございます。

なお、こちら、補足で申し上げますと、当会社につきましては大平地区におきまして農地耕作改善事業に取り組んでおります。令和3年から令和5年度までの事業となる中で、受益面積、総面積では41.2~クタールを予定しているところでございます。その中で土地の所有者ごとへの売買を行っているため、このたびは18筆を売買するということでございます。

続きまして、23ページをご覧ください。

2番、一般事業、(1)所有権の移転です。公告予定日は2月17日の予定です。

新堀の1番、こちらは先ほど18条6項で解約を行った土地の所有者になります。このたび売買を行うに当たりまして、丸沼の田4筆、10アール当たりの対価は60万円、総額では448万8,600円になります。移転時期、支払い時期は2月25日の予定です。なお、買受人については認定農業者となっております。

平田お願いします。

#### ○平田総合支所 五十嵐主査

続いて、平田1番です。飛鳥の田1筆、10アール当たりの価格は50万、総額17万3,000円。移転時期、支払い時期ともに令和4年2月20日、受け人はあっせん登録者になります。

続いて、24ページをお開きください。

2番、一般事業、(2)所有権の移転「同時設定の特例」となります。公告予定日は2月17日の予定です。同時設定でございますので番号は同じものになります。

本楯の1番です。城輪の田2筆につきまして10アール当たりの対価が60万円、総額で47万1,600円での売買となります。なお、受人につきましては法人の構成員でございますので、農地を買い受けた後すぐに、法人へ貸し付ける必要がございます。そのため、その下の案件になりますけれども、同じ筆につきまして農事組合法人〇〇へ貸付けを行います。10アール当たりの対価は1万1,000円。期間については2年ということでございます。なお、2年の理由については、この農事組合法人のほかでの農地集積契約の終期に合わせているということでございます。

#### ○阿彦主査兼農地係長

それでは、25ページをご覧ください。

2番、一般事業、(3)利用権の設定です。公告予定日は2月17日です。

北平田の1番、その下、北平田の2番、1つ飛びまして東平田の3番、終期が1年の契約となっております。賃借料は全て1万1,000円でございますが、理由としましては1年後に農地中間管理事業へ切り替えるためということで、1年の設定となっているものでございます。

それでは、飛びましたが東平田の2番、こちらについては1万1,000円の賃借料、10年の更新契約となるものでございます。これ以降、特筆すべき案件のみご説明いたします。

広野の5番から、ページ飛びますが29ページの広野11番まで同じ借受人となっております。全て1万1,000円の賃借料で10年の更新契約となります。お目通しをお願いします。

それでは、29ページ、袖浦1番について申し上げます。こちらは5年の契約で、賃借料が10アール当たり3,941円、総額では3万2,000円での賃借となる更新契約でございます。

続いて、袖浦2番、申し上げます。賃借料が5,000円、終期が3年契約となっておりまして、賃借人要件のところで経営面積がゼロ平米となっております。こちらは新規の就農者になっているところでございまして、別添資料をご覧いただきたいと思います。10ページ、11ページにエントリーシートが載っておりまして、12ページから15ページまでのシートが、個人借り受ける形ではございますが、企業概要を載せております。秋田県を本拠地としまして手広くやっていらっしゃる方でございまして、会社名としましては〇〇ということでございまして、その〇〇のこれまでの企業概要について15ページまで載せてございます。お目通しをお願いしまして、後でスライドでまた補足を説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

#### ○八幡総合支所 後藤専門員

続きまして、八幡の案件になります。

29ページの12番から30ページの17番まで、いずれも賃借料1 $\pi$ 1,000円で10年間の設定になります。29ページ、12番、13番は、先ほど解約があった案件になります。

八幡は以上です。

#### ○松山総合支所 門脇調整主任

松山2番から、次のページの松山7番まで。こちらは受け手となっております。

松山2番から松山6番、こちらは更新の案件で、3,000円、6,000円、1万1,000円が混在しており、期間は10年です。

松山7番ですが、こちらは新規で1万1,000円と3,000円が混在しておりまして、期間10年です。 次の松山8番ですが、こちらは更新で、自己保全管理のゼロ円と1万1,000円が混在しており、期間10年です。

次のページになります。

松山9番と松山10番、こちらは受手が同じ方となっておりまして、新規で1万1,000円、期間は1年で、こちらは令和5年度から中間管理事業で利用権設定するためのつなぎの賃貸借となります。また、松山9番は、先ほどの合意解約で解約された案件となります。以上です。

## ○平田総合支所 五十嵐主査

続いて、平田です。

平田21番から次のページの27番まで、先ほど3条でご説明いたしました父から子への水稲部門の移譲の第三者分になります。賃借料は1万1,000円で、10年または5年になっております。34ページをご覧ください。

平田28番、こちらは3,000円、5年の更新です。平田29番、9,000円、10年の新規です。

平田30番、こちらは先ほど18条6項で解約のあったものになります。1万1,000円、10年、新規です。平田31番、1万1,000円、10年の更新で、平田32番が1万1,000円、5年の更新です。

次のページ、平田33番、先ほど18条 6 項で解約のあったものになります。 1 万1,000円、5 年の新規です。

次の平田34番から37番まで、同じ受人で土田治夫委員になりますので、議事参与の制限を受けるものになります。全て1万1,000円、10年。34番から36番までが更新、37番は、先ほど18条 6 項で解約のあったものになりますので新規です。

(スライドを映写)

スライドは以上です。

#### ○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

#### ○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第7号 農用地利用集積計画について、農地調査委員会では問題はないとの意見であったことを 報告いたします。

#### ○五十嵐直太郎 議長

それでは、質疑に入ります。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。 農業委員に該当する案件として、16番、飯塚将人委員、20番、佐藤耕造委員、5番、吉高祐二郎委 員、14番、土田治夫委員が該当する案件があります。議事参与の制限の案件として4名に退席を求 め、暫時休憩いたします。

> 午前10時28分 休憩 午前10時28分 再開

#### ○五十嵐直太郎 議長

再開いたします。

議案24ページ、「同時設定の特例」、本楯1番と、議案25ページの利用権の設定、北平田1番、2番及び29ページ、八幡12番、13番、平田35、36、37番の8件について、ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

#### ○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

「同時設定の特例」、本楯1番、利用権の設定、北平田1番、2番、八幡12番、13番、平田35、36、37番の8件について、計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、これら5件について計画決定といたします。

ここで、16番、飯塚将人委員、20番、佐藤耕造委員、5番、吉高祐二郎委員、14番、土田治夫委員 の退席を解除し、暫時休憩といたします。

> 午前10時29分 休憩 午前10時29分 再開

それでは、再開いたします。

続きまして、これまで計画決定した農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限 の議案以外について審議します。

ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

ほかにご質問ございませんか。

(発言する者なし)

#### ○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。議事参与の制限の議案以外を計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議事参与の制限の議案以外を計画決定といたします。 以上により、議第7号については全て計画決定となりました。

## ◎議第8号 農地中間管理事業 農用地利用配分計画案について

続きまして、議第8号 農地中間管理事業 農用地利用配分計画案についてを上程の上、議題といたします。事務局の説明を願います。

#### ○遠田事務局次長

議第8号 農地中間管理事業 農用地利用配分計画案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定によりまして、その案を作成することが求められているものでございます。 詳細について担当がご説明申し上げます。

#### ○阿彦主査兼農地係長

議第8号 農地中間管理事業 農用地利用配分計画案について、議案の内容としましては、37ページから42ページまでを横にしてご覧ください。

令和3年度以降、山形県内の農地中間管理事業では、出し手と受け手のセットで計画決定を行う一括方式を採用しているところでございますが、既に農地中間管理機構に利用権が設定されている農地について、その耕作者を変更したい場合には、従来どおりの配分計画によってその借受者を決定していくものとなりますので、この耕作者変更の案についてご審議いただくものでございます。なお、配分計画が議決された後は、この案を機構に送付いたしまして、利害関係人への意見聴取などの手続を経ました後、4月26日の県知事公告をもって賃貸借の効力が発生することとなります。それでは、計画案の見方をご説明いたします。

表の左側に示されているのが新たな借受者でございます。表の右端には従来の借受け者が示されております。契約年数は、前の契約から引き継ぐため残期間となっておりますけれども、一部10年の契約となるものがあります。これは令和3年度、1回目のマッチングで決定されたもののうち、経営移譲などによりまして、令和4年度の借受け契約の相手方を変更するなどのため、この移転の案件となっているものでございます。

また、それ以外での今回の主な移転の理由として、作業の効率化や農地集約によるものの状況でございます。

また、件数多いんですけれども、総数としてまとめたものとしましては、配分案としては筆数として147筆、面積としては30万9,435平米となっております。なお、前の耕作者数は25人となっております。

借受けとしては、今回、内数として法人は5法人になっておりまして、法人の割合としては全ての中では8%相当となっているものでございます。それでは、筆数多いのですけれども、お目通しをお願いします。説明は以上です。

農地調査委員会の報告をお願いいたします。

#### ○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第8号 農地中間管理事業 農用地利用配分計画案について、農地調査委員会では、特に問題はないとの意見であったことをご報告いたします。

#### ○五十嵐直太郎 議長

質疑に入ります。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。 14番、土田治夫委員、16番、飯塚将人委員に該当する案件がありますので、この計画案を先に審議 します。

2名に退席を求め、暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩 午前10時35分 再開

#### ○五十嵐直太郎 議長

再開いたします。質疑に入ります。

退席した2名に関連する議案書37ページ、ナンバー4-1から4-5までと、議案書39ページ、ナンバー18-1から18-2までの議事参与の制限の案件について、ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

#### 〇五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

14番、土田治夫委員、16番、飯塚将人委員に関係する計画案について決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、2名の委員に関連する計画案については計画決定といたします。 ここで両名の委員の退席を解除し、暫時休憩といたします。

午前10時36分 休憩午前10時36分 再開

#### ○五十嵐直太郎 議長

再開いたします。

続きまして、議事参与の制限以外の案件について審議します。ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

#### ○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第8号、これまで計画決定した議事参与の制限以外の議案について決定とすることにご異議ござ

#### (「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限以外の議案 について決定とすることといたします。

これで、議第8号は全て計画決定となりました。

#### -----

#### ◎議第9号 各証明願いについて

続きまして、議第9号 各証明願いについてを上程の上、議題といたします。 事務局の説明を願います。

#### ○遠田事務局次長

議第9号 各証明願いにつきましては、2件の証明願いの提出がありましたので、この交付の可否 を決定しようとするものであります。

詳細については担当がご説明申し上げます。

#### ○阿彦主査兼農地係長

それでは、議案書43ページ 議第9号 各証明願いについてです。

酒田1番です。丸沼の○○さんから願い出が出ております。内容としましては、表の右端にございますが、不動産取得税を納税猶予しておりますので、その継続手続きに添付する資料として「引き続き農業経営等を行っていること」の証明を求められているものになります。

状況としましては、平成30年5月に父から3条許可にて贈与を受けておりまして、筆数は13筆、2万1,427平米になっております。今回、猶予されている不動産取得税につきましては、3年ごとに 庄内総合支庁へ納税猶予継続の手続を行うことが必要となっております。その手続の際に添付が必要となる証明書が、この引き続き農業の経営等を行っていることの証明ということでございますので、その経営等について審議をいただくものとなっております。

続きまして、酒田2番につきましては、亀ケ崎三丁目の○○さんからの願い出になっております。この方については平成18年3月に相続が発生いたしまして、その際に相続税の納税猶予を受けておりました。それ以降3年ごとにこの証明願いが出ておりまして、今回も引き続き農業経営等を行っていることの証明を求められているものでございます。

なお、贈与税につきましては税務署への手続となるものでございまして、証明書交付後は税務署への提出が予定されているものでございます。○○さんの筆数については25筆、4万198平米ということでございます。なお、2件とも経営状況につきまして、農業共済の細目書の確認は済ませておりますので、そちら以外、詳しい状況については地元委員からのご説明のほうをお願いしたいと思っているところでございます。

私のほうからは以上です。

#### ○五十嵐直太郎 議長

それでは、質疑に入る前に農業経営状況の確認をいたします。 酒田1番について、地元農業委員から状況報告を願います。 それでは、佐々木委員、お願いいたします。

#### ○27番 佐々木治人委員

27番 佐々木です。

丸沼地区の〇〇さんですけれども、現在、生産組合長もされております。ちゃんと経営していることを私も確認しております。

以上です。

続きまして、酒田2番について、兼山宏勝委員にお願いいたします。

#### ○21番 兼山宏勝委員

21番 兼山です。

○○さんは、以前、農業委員を務めており、何事にも一生懸命な方で、生産組合、学校関係、自治会関係など役員を兼務しておりまして地域を盛り上げようとして様々なことに取り組んでおられます。そんな方でありますので、圃場もよく管理されておりまして耕作意欲も高く、営農継続に問題はないと思われます。

以上です。

#### ○五十嵐直太郎 議長

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。 何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

#### ○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第9号 各証明願いについて、証明書を交付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第9号 各証明願いについては交付決定といたします。

\_\_\_\_\_

#### ◎議第10号 酒田農業振興地域整備計画の変更について

続きまして、議第10号 酒田農業振興地域整備計画の変更についてを上程の上、議題といたします。 事務局の説明を願います。

#### ○遠田事務局次長

議第10号 酒田農業振興地域整備計画の変更については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、計画案の内容について酒田市長より意見を求められているものでございます。

詳細については、農政課の担当よりお越しいただいておりますのでご説明をさせていただきたいと 思います。

#### ○農政課 佐々木主事

農政課の佐々木と申します。よろしくお願いします。

それでは、私のほうから酒田農業振興地域整備計画の変更及びその変更の中に含まれております各地区農業振興協議会より提出のありました土地利用計画の変更に関する案件について説明させていただきます。

初めに、お手元にお配りさせていただいた資料1の番号を載せておりますカラー1枚紙をご覧いただきますようお願いいたします。。

このたびの計画変更の趣旨としましては、前回の計画策定が平成29年度に行われており、それから約5年経過したということになりまして、本年度、農地調査を行い、法律に基づき総合的な見直しを行うものとなっております。

計画書については、大きく2部構成になっております。

初めに、①農用地利用計画とさせていただいている部分です。これが皆様、農振を想像されるもの

だと思うんですけれども、資料の右側のほうにも図面をつけておりますが、このようにして図面上で農用地整備、いわゆる青地の設定ということで、土地の用途を選定して農地の復興を促進するというものになっております。

次に、②マスタープランとさせていただいている部分につきましては、先ほどの農用地利用計画以外の各種の計画に当たります。農振計画は土地利用以外の観点からも、ここに記載されているような農業の振興に関連する計画を載せております。具体的な変更点につきましては、お手元に計画書の変更案をお配りしておりますので、こちらに従って説明をさせていただきます。

初めに、計画書案の5ページ、開いていただけますでしょうか。

こちらが、今後の農用地の土地利用の方針について表した部分になっております。変更の計画、29年度に策定した計画では、この部分について、表の右端にございます森林、原野等の一部について基盤整備等を実施し、農用地面積を今後増やしていくということを目標としておりました。ところが、面的な農用地の土地利用状況については非常に厳しい状況であり、担い手の減少や耕作放棄地の増加に歯止めがかからないような状況がございます。新たな農地を増やしていくという目標が現実的ではないというような判断をいたしまして、このたびの計画では現状の農地面積を維持していくということを目標とさせていただいております。

次に、14ページ開いていただけますでしょうか。

こちらは、現在、実施中もしくは今後実施予定となっております土地改良事業の事案となっております。現在、並行して土地改良区のほうにも移転照会を依頼しており、詳細について確認していただいているところです。なお、表中で対図番号となっている部分については、来年度中に策定を予定しております計画の図面と対応するような番号になっております。

次に、18ページ、開いていただけますでしょうか。

こちらについても、先ほどの土地改良事業の計画と同様に、今後の農地の保全に関わるような事業の予定について記載しております。具体的には、ご覧のとおり各地区のため池整備が予定されております。

次に、20ページ、開いていただけますでしょうか。こちらの部分につきましては、効率的な農業経営の促進に関する計画となっております。文章の3段落目以降の部分に、本市で重点的に進めておりますスマート農業に関する記載を新たに追加しております。

次に、26ページ、開いていただけますでしょうか。

こちらは、農業者の育成に関する計画となっております。本年度開校いたしました、「もっけ田農 学校」に関する記載を追加しております。

次に、28ページ、開いていただけますでしょうか。

こちらについては、農業従事者の就業の安定化に関する計画となっております。下の2番、農業従事者の安定的な就業の促進を図るための計画の(3)について、新たに5年間の間で市が設けた「サンロク」と呼ばれる施設があるんですけれども、こちらにある6次産業化の支援について内容を追加しております。

また、(4)については、京田西の工業団地が埋まりつつあるという状況を踏まえまして、今後の産業の導入の基盤を確保していくという内容を追加しております。こちらについては具体的に計画されているものは現状ございませんが、将来的な工業団地等の拡張を想定し追加しております。なお、この部分については、あくまで別途、農村産業法等に基づく計画等を作成し、その中で農業者の就業の促進に資するものだということが示されている場合に限り、農用地の活用を認めるよう

また、今回、計画の全体に当たりまして、統計的なデータであったり制度の変更等、情勢の変化を踏まえまして修正を行いました。計画の変更の概要については以上となります。

なものであり、みだりに農地への開発を進めるようなものではございません。

引き続きまして、各地区の農業振興協議会などに提出がございました農用地利用計画の変更要望に基づく変更案、こちらについて説明をさせていただきます。今回私のほうで取りまとめ行いました農用地利用計画の変更の事案は、中平田地区、東平田地区、広野地区、南平田地区の4地区からありましたところについて最終的に変更案として提出していただきます。これについてはスライドを用いて説明をさせていただきますので、前のほうを見ていただければと思います。

(スライドを映写)

私からの説明は、これで全てです。よろしくお願いいたします。

それでは、引き続き議事に入ります。

ただいま、資料の分量が多いため、審議の前に精査のための時間をと思っておりましたが、既に土地利用調整会議、これ構成メンバー、農業委員が8割ぐらい占めているのかな、この辺で結論を見て審議もなされておりますので、土地利用調整委員会の委員長であります職務代理から一言ご意見を頂戴して進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

#### ○齋藤 均 会長職務代理者

2番、齋藤均です。

この酒田農業振興整備計画の案については、各地区の代表者が土地利用調整委員会で計画変更を審議しているというふうになっております。内容については、妥当と認めることをご報告いたします。

#### ○五十嵐直太郎 議長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対しまして皆さんのご意見、ご質問を受けたいと思います。質問、ご 意見のある方お願いいたします。

(発言する者なし)

#### ○五十嵐直太郎 議長

よろしいでしょうか。

ご質問、他にないようですので質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第10号 酒田農業振興地域整備計画の変更について、原案のとおりの内容で問題ないとの意見とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 〇五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第10号 酒田農業振興地域整備計画の変更について、原案のとおり問題ないとの意見と決定いたします。

#### 閉 会

以上をもちまして、令和4年2月定例総会を閉会いたします。

午前11時07分 閉会